

公益財団法人愛知県文化振興事業団
評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「事業団」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の種類)

第2条 役員等に支給する報酬等の種類は、報酬及び通勤手当とする。

(報酬等の額の基準)

第3条 報酬の額は、理事は年間総額18,000千円を、監事は年間総額1,000千円を超えない額で別表のとおりとし、通勤手当の額は、職員の例による。ただし、常勤でない者には、通勤手当は支給しない。

- 2 評議員は、定款で定める額を超えない額で評議員会で定める。
- 3 役員等で愛知県職員の身分を有する者には、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 費用弁償は、役員等が事業団の用務のため旅行した場合に支給する。
2 費用弁償の額は、職員の旅費について定める指定職員に相当する額とする。

(報酬等及び費用弁償の支給方法等)

第5条 報酬等及び費用弁償の支給方法等については、愛知県職員の例による。

(補則)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。
2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人愛知県文化振興事業団役員の給与及び費用弁償に関する規程及び財団法人愛知県文化振興事業団非常勤役員等の給与及び費用弁償に関する規程は廃止する。

別表（第3条関係）

役員等の別		報酬の額
理 事	常 勤	月額 700,000円以内で理事会が別に定める額
	非常勤	日額 20,000円以内で理事会が別に定める額
監 事	非常勤	日額 25,000円以内で監事が協議で定める額